

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 4 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 3 坂倉 行光・4 田村 明・5 前川 洋子・8 喜多 義幸
10 川口 邦次・11 横山 帛生・12 浅生 哲也・13 平井 秀次
19 佐野すま子・21 坂野 大徹・24 川邊 千秋

以上 11 名

欠席委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・9 石井 康弘

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 3 坂倉 行光・19 佐野すま子

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (使用貸借)
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>第4回第1農地部会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席は、1番の太田泰弘委員、2番の太田義政委員、9番の石井康宏委員の3名で、出席委員は11名です。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。</p> <p>3番の坂倉行光委員、19番の佐野すま子委員、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括してご報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>大変失礼ですけども、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は田で7,772㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から7で、件数は合計で7件、合計面積は4,737㎡で、その内訳は田が1,602㎡、畑が3,135㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地。</p> <p>番号2、事務所用地。</p> <p>番号3、賃貸住宅用地。</p> <p>件数は合計で3件、合計面積は768㎡、このうち田が374㎡、畑が394㎡でございます。</p> <p>4ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、駐車場用地</p> <p>番号2、宅地分譲用地</p> <p>番号3、倉庫・駐車場・小屋用地</p> <p>番号4、太陽光発電施設及び貸駐車場用地</p> <p>番号5、共同住宅用地</p> <p>番号6及び番号7、宅地分譲用地</p> <p>番号8、一般個人住宅用地</p> <p>番号9、共同住宅用地</p>

番号10、5ページから6ページになりますが、宅地分譲用地。

6ページに移りまして、番号11、番号12はいずれも、太陽光発電施設用地でございます。

以上、件数は12件で、合計面積は1万8,683.21㎡、この内訳は田が6,787㎡、畑が1万1,896.21㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、病院用地の1件で、面積は畑で727㎡になります。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地。

番号2、太陽光発電施設用地。

番号3、一般個人住宅用地。

以上、件数は3件で、合計面積は4,152㎡、この内訳は田が3,688㎡、畑が464㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第7号 農地所有適格法人の定期報告についてでございます。

番号1、株式会社_____、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で3.6ha。

番号2、_____農事組合法人、主たる耕作物、野菜、耕作面積、田1.8ha、畑27.4ha、採草放牧地9ha、合計38.2ha。

番号3、有限会社_____、主たる耕作物は花苗、耕作面積は、田で3.7ha。

番号4、株式会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で83ha。

番号5、株式会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で98.1ha。

番号6、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で24ha、畑0.6ha、合計24.6ha。

番号7、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田79.9ha、畑1.1ha、合計81ha。

番号8、有限会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田60ha。

番号9、株式会社_____、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、田31.5ha、畑1.5ha、合計33ha。

番号10、農事組合法人_____、主たる耕作物、水稲、耕作面積、田で10ha。

以上、件数は10件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、

事務局の説明をお願いします。

事務局

10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 高茶屋、受人 _____、面積2万282㎡、渡人 _____、面積127㎡、申請地 高茶屋小森町向山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、病気などで労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 明、受人 _____、面積2万6,189.71㎡、渡人 _____、面積4,361㎡、申請地 芸濃町林城屋敷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,137㎡外1筆、合計面積2,651㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 安西、受人 _____、面積1万2,060㎡、渡人 _____、面積141㎡、申請地 芸濃町多門椀田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積29㎡外1筆 合計面積141㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 雲林院、受人 _____、面積2,693㎡、渡人 _____、面積4,719㎡、申請地 芸濃町雲林院元屋敷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,842㎡外1筆、合計面積4,719㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 村主、受人 _____、面積7,598㎡、渡人 _____外2名、面積4,418㎡、申請地 安濃町川西東出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積232㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 明合、受人 _____、面積2万207.3㎡、渡人 _____、面積4,272㎡、申請地 安濃町戸島南川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積755㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、耕作が不便な渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は6件、合計面積は8,597㎡、このうち田が6,988㎡、畑が1,609㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

事務局

番号1番、高茶屋の案件ですけども、本日、担当委員の太田泰弘委員が欠席

されておりますが、問題ないということで事前に事務局へ連絡を頂いております。
よろしく願いいたします。

議長 ありがとう。
番号2番。

川口委員 10番、川口です。7日に現地を調査させていただき、地元推進委員とも協議したところ、特に問題はありませんでしたので報告させていただきます。また、先ほどの事務局説明どおりいいと思いますのでよろしく願い致します。以上です。

議長 ありがとうございます。
番号3番。

川口委員 10番、川口です。担当委員は石井委員ですが、本日欠席のため代わりに報告をさせていただきます。7日に実施した現地調査の際、石井委員は欠席でございましたが、私が地元推進委員と確認させていただきました。先ほどの事務局説明どおりで問題ないと思いますのでよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。
番号4番。

川口委員 10番、川口です。担当委員は石井委員ですが、本日欠席のため代わりに報告させていただきます。7日に実施した現地調査の際、石井委員は欠席でございましたが、私が地元推進委員と確認させていただきました。先ほどと同様に問題ないと思います。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
番号5番。

平井委員 13番、平井です。4月7日の日に現地確認を行いました。地元推進委員にも立ち会っていただいたところ問題なしとのことでした。あとは事務局の説明どおり問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとう。
番号6番。

浅生委員 12番、浅生です。同じく7日の日に地元推進委員にも立ち会っていただき確認したところ、特に問題ないということでしたので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 雲出、借人（株）_____ 代表取締役 _____、面積16万9,392㎡、貸人 _____、面積7,574㎡、申請地 雲出伊倉津町里之西_____、台帳地目・現況地目とも田、面積200㎡ 外2筆、合計面積1,723㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は労力不足の貸人と3年間の賃貸借権を設定して申請地を借り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとう。</p> <p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p>
事 務 局	<p>議長、すみません。</p> <p>これは、本日欠席されています太田委員の担当地区になりますけれども、問題ないということで事前にご連絡いただいております。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員さんからは異議のない旨の発言がありましたということで、皆さんはこの件についていかがでしょうか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町雉子ノ木_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,633㎡ 外2筆、合計面積2,521㎡。</p>

これにつきましては、申請地に檜約200本を植林しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所今里 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積198㎡ 外4筆、合計面積1,221㎡。

これにつきましては、昭和41年4月ごろ、申請地に杉、檜を植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所山出 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積612㎡。

これにつきましては、申請地にクヌギを植林しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は4,354㎡、このうち田が3,133㎡、畑が1,221㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。4月7日に守山会長、喜多部会長、それから、地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。この土地は、機械の搬入等が難しく、水利も天水であることから耕作条件としては良くない所であり、これらの事を含めますと、事務局の説明どおり特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
番号2番。

横山委員 11番、横山です。4月7日に守山会長、喜多部会長、事務局の方々と共に、地元推進委員と現地確認を行いました。以前より既に植林がされ、山林として管理してきた経緯があり、始末書も提出されていることから問題ないと考えますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
番号3番。

横山委員 3番、同じく11番、横山です。4月7日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、この件についていかがですか。

坂野委員 21番、坂野です。番号2の案件ですが、非農地証明願でなく第4条申請により転用申請を提出してきたことに、何か意図があったのでしょうか。

事務局 昭和41年当時に植林され、現状は山林という状態になっております。農地以外に供され20年経過することによって、非農地証明願を提出することができますが、農地法では第4条の許可を得ることが原則になっています。原則通り第4条申請を提出いただいたと推測しますが、実際のところ非農地証明願ではなく、なぜ第4条申請を選んだかという意図までは確認しておりませんが、手続き上は適法かと考えます。

横山委員 当申請に至った原因としては、他の案件で申請する際、転用許可を得ていない当該地が判明したため、行政書士より提出の必要がある旨の話があり、当申請に至ったと聞いております。

坂野委員 了解しました。ありがとうございます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。この件について、皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野ほノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積849㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は369㎡、転用面積の44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野ほノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積839㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は383.76㎡、転用面積の45.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野ほノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積793㎡外1筆、合計面積1,302㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は531.36㎡、転用面積の40.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積869㎡外1筆、合計面積1,533㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、既にこの目的で整地しており、所有者から顛末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 雲出、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町恵成 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積737㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を作業用車両等の駐車場及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町西垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積449㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、平成18年2月から既にこの目的で利用しており、受人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 明、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____・職務執行者 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町林三ツ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,828㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をゴルフ場敷地とするものですが、平成4年の転用の際、手続き漏れとなった旨の経過書が提出されておりますことから、追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,290㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は356.41㎡、パネル設置率といたしましては、管理用地を確保することから、転用面積の27.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は8,827㎡、このうち田が8,378㎡、畑が449㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1番から3番。

田村委員

4番、田村です。4月7日の日に会長、部会長、それから地元推進委員と現地確認を行いました。全て事務局の報告どおりで、問題ないですが、地元委員

から隣接する農道が舗装したばかりなので、当該地へ資材搬入の際、注意してもらおうよう伝えてくださいという伝言がありました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
番号4番。

事 務 局 4番と5番もあわせてですけども、担当委員である太田委員、本日欠席ですが、事前に事務局に対し異議ないという旨の連絡をいただいております。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号6番。

坂倉委員 3番、坂倉です。4月7日に地元推進委員と現地確認いたしました。始末書等出ていることから、特に問題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
番号7番。

川口委員 芸濃担当、10番、川口です。7日の日に会長、部会長並びに私と地元推進委員と現地調査させていただきました。離れた所からの確認ではありましたが周囲はゴルフ場敷地に囲まれており、始末書も提出されていることから事務局の説明どおり、追認するという事で問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
番号8番。

事 務 局 当案件につきましても、本日、担当委員である太田委員が欠席されておりますが、事前に事務局へ異議がない旨の連絡をいただいておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 藤水、借人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、貸人 _____、申請地 垂水南浦 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積605㎡のうち585㎡外5筆、合計面積1,557㎡。

これにつきましては、一時転用で、借人は、貸人との間に3年間の賃貸借権を設定し、申請地を職員用仮設駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 辰水、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町家所城山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,022㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は309.96㎡、パネル設置率といたしましては、不整形地でありますことから、転用面積の30.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町大塚垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積631㎡外2筆、合計面積955㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は501㎡、転用面積の52.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は3,534㎡、このうち田が1,468㎡、畑が2,066㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとう。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

事務局 当案件について、本日欠席されております太田委員の担当になりますが。事前に事務局に対し、問題ないということでご連絡をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号2番。

横山委員 11番、横山です。4月7日に会長、部会長、事務局、地元推進委員と現地確認を行いました。貸人の宅地に近い隣接する土地で、問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
番号3番。

浅生委員	12番、浅生です。7日の日に地元推進委員ともども現地確認をしました。別に問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 白塚、借人 _____、貸人 _____、申請地 白塚町南永定_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積292㎡。 これにつきましては、昨年11月18日に許可した案件ですが、事業計画が中止になったため、取消願が提出されております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。
田村委員	4番、田村です。許可の取り消しということで、事務局説明どおり問題ないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。この件について、皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第6号については承認することに決定いたします。 次に、別冊でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で9万8,706㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,871㎡、契約件数は64件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で2万2,208㎡、畑の使用貸借で395㎡、契約件数は5件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で7万1,779㎡、契約件数は15件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6万316㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,440㎡、契約件数は15件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万3,700㎡、畑の使用貸借で2,289㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で488㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて26万7,197㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で1万995㎡、合計契約件数は105件、合計面積は27万8,192㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で28件、河芸地区4件、安濃地区10件、芸濃地区6件で合計48件、合計面積は18万1,188㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、申し訳ありませんが、訂正箇所がありますので、お願いします。

数枚めくっていただきまして、左上の1、利用権設定各筆表の整理番号14と15の賃金の支払い方法の欄ですが、それぞれ「物納」とありますが、使用貸借ですので、抹消をお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号5、外5件について。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この6件について、皆さんいかがでしょうか

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号76、外2件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この3件について、皆さんいかがでしょうか

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号92についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この1件について、皆さんいかがでしょうか

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号97、外4件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この5件について、皆さんいかがでしょうか

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長	次に、整理番号4、外53件の_____に関する分についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議長	この54件について、皆さんいかがでしょうか
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 入室してください。
	< 入 室 >
議長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 それでは、議案第7号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で、第4回第1農地部会を終了いたします。
	午前10時58分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年4月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____